

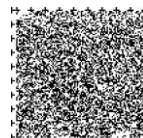
第 3 期
小 田 原 市
障 が い 福 祉 計 画

(おだわら障がい者基本計画 第3章)

計画期間：2012年度～2014年度

2012年3月

小 田 原 市



目 次

第 1 章 計画策定の背景・趣旨等

- 1 計画策定の背景 P. 1
- 2 計画の法的根拠と趣旨 P. 2
- 3 計画の性格 P. 3
- 4 計画の期間 P. 4

第 2 章 計画の基本理念と基本目標

- 1 基本理念 P. 5
- 2 基本目標 P. 6
- 3 本計画における視点 P. 8

第 3 章 第 1 期～第 2 期計画における指定障害福祉サービスの利用実績

- 1 指定障害福祉サービスの利用実績 P. 10

第 4 章 2014 年度（平成 26 年度）の数値目標の設定

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行 P. 14
- 2 福祉施設から一般就労への移行 P. 16

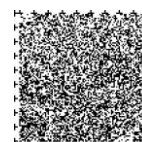
第 5 章 指定障害福祉サービスの見込量及び見込量確保のための方策

- 1 訪問系サービス P. 17
- 2 日中活動系サービス P. 19
- 3 居住系サービス P. 25
- 4 相談支援 P. 27

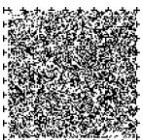
第 6 章 地域生活支援事業の実施に関する事項

- 1 実施する事業の内容 P. 29
- 2 必須事業の実施状況及び見込量 P. 32
- 3 必須事業の見込量確保のための方策 P. 34

第 7 章 計画の達成状況の点検及び評価 P. 35



参考 1	市民意見の募集について	P. 36
参考 2	計画の策定経過	P. 37
参考 3	第 3 期計画における指定障害福祉サービスの見込量一覧表	P. 38



第1章 計画策定の背景・趣旨等

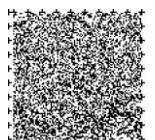
1 計画策定の背景

障害福祉サービスは、2006年度（平成18年度）の障害者自立支援法の施行により、障がいの種別ごとに行なわれていたサービスや施設が再編され、サービスを利用するための仕組みが一元化されました。

また、3か年を1期として、各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める「障害福祉計画」を策定することが市町村に義務付けられ、本市でも2007年（平成19年）3月に「小田原市障害福祉計画」を策定しました。

障害者自立支援法については、1割を原則とする利用者負担、サービス報酬の支払体系が月額から日額になったことに伴う事業者の減収など、様々な問題点が指摘されたため、2007年度（平成19年度）から低所得者層の利用者負担の軽減、事業者に対する激変緩和措置や障害者自立支援法に基づくサービス体系への円滑な移行を進めるための緊急的な経過措置などが実施され、2010年（平成22年）4月には、低所得者層の利用者負担が無料化されました。

このような状況のもと、国では、2009年（平成21年）12月に内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、同本部の下に設けられた「障がい者制度改革推進会議」において制度改革に向けた議論が行なわれ、2010年（平成22年）6月に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」では、障害者自立支援法に替わる新たな「障害者総合福祉法（仮称）」を2013年（平成25年）8月までに施行することを目指すことなど、障がい者制度改革及び横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方が示



されました。

また、2010年（平成22年）12月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）」が公布され、「同行援護」が新たなサービスとして指定障害福祉サービスに追加されたほか、「指定相談支援（サービス利用計画の作成）」の対象の拡大、利用者負担については、応益負担を応能負担化するなどの改正が行われました。

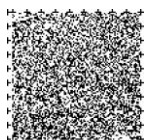
こうした状況を踏まえると、この障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画も、今後の法改正により、計画の途中で見直しが必要になるものと考えられますが、現時点での障がい児者を取り巻く環境の変化等を踏まえて、「第3期小田原市障がい福祉計画」を策定するものです。

2 計画の法的根拠と趣旨

市町村障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項の規定により、策定が義務付けられており、指定障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

また、障害者自立支援法第88条第4項において、障害福祉計画は障害者基本法に基づく市町村障害者計画と調和が保たれたものでなければならないと定められています。

なお、計画作成上の留意事項等については、障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づき、国から基本指針「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」が示されているため、この計画も国の基本指針に沿って策定しています。

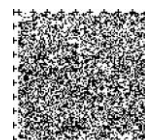
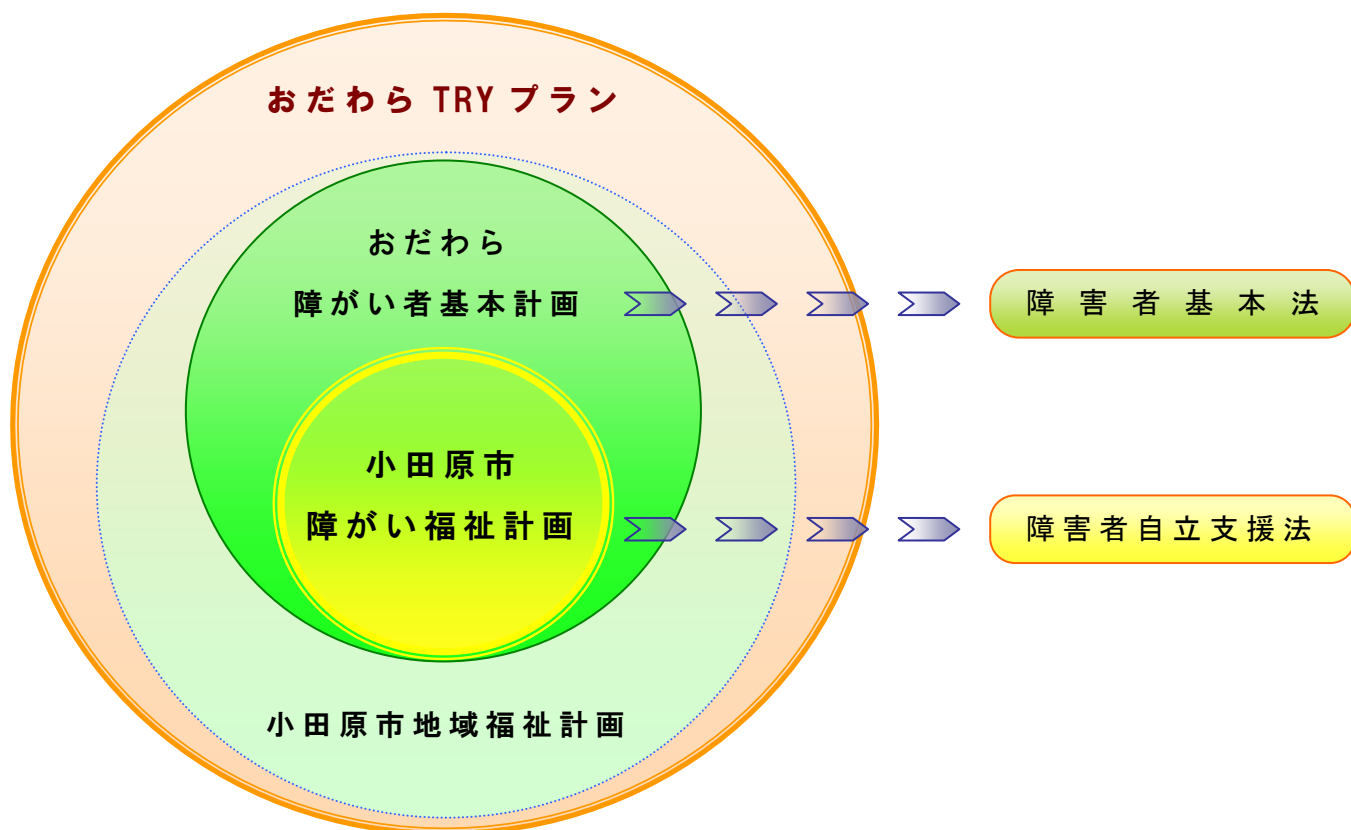


3 計画の性格

この計画は、「おだわら障がい者基本計画」における施策の基本方向を踏まえた上で、その第3章として、障害福祉サービスに関する特定の指針として取りまとめたものです。

したがって、「小田原市障がい福祉計画」は、「おだわら障がい者基本計画」と一体的に取り組んでいくものとなります。

また、「おだわら障がい者基本計画」が本市の第5次総合計画である「おだわら TRY プラン」の個別計画として位置付けられていることから、本計画も「おだわら TRY プラン」や「小田原市地域福祉計画」、県の「かながわの障害福祉グランドデザイン」、「神奈川県障害福祉計画」や「かながわ障害者計画」、国の「新障害者プラン」などの上位計画との整合性を有するものとなります。



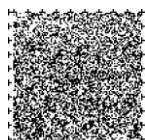
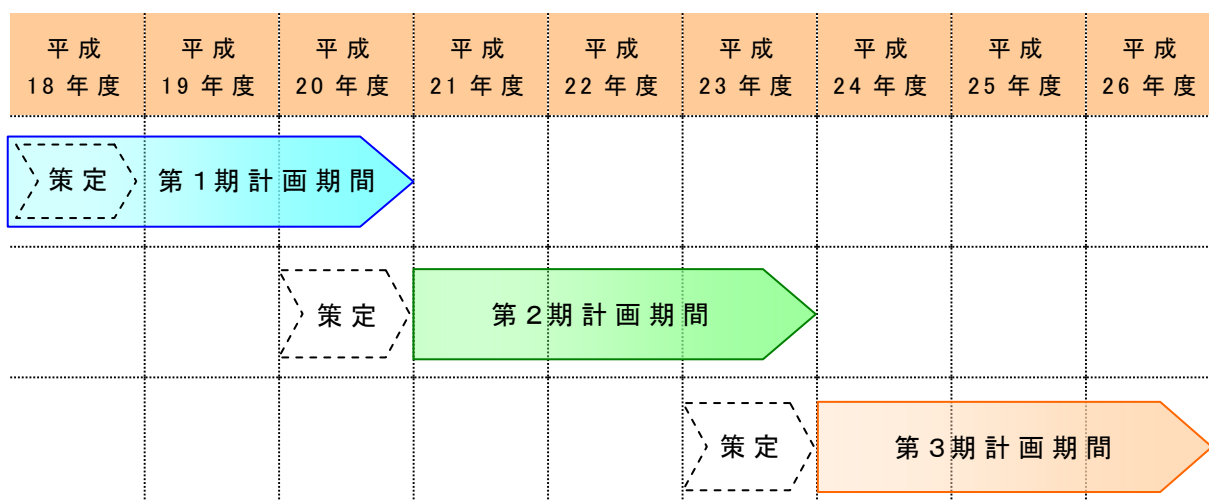
4 計画の期間

障害福祉計画は、障害者自立支援法に3か年を1期として策定することと規定されています。

本市では、2007年（平成19年）3月に第1期障害福祉計画（平成18年度から平成20年度まで）を策定し、2011年度（平成23年度）末における地域生活に移行する方の数値目標等と各サービスの利用見込量を設定しました。

その後、2011年度（平成23年度）末における地域生活に移行する方の数値目標等を再検討し、2009年度（平成21年度）から2011年度（平成23年度）までの各サービスの利用見込量を設定した第2期障害福祉計画を、2009年（平成21年）3月に策定しました。

この度、2011年度（平成23年度）末をもって、第2期計画が終了することとなるため、2014年度（平成26年度）末における地域生活に移行する方の数値目標等と2012年度（平成24年度）から2014年度（平成26年度）までの各サービスの利用見込量について、第3期計画を策定しました。



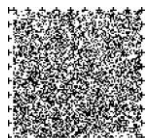
第2章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

本計画は、「おだわら障がい者基本計画」における特定のサービスに関する計画となりますので、本計画においても、「おだわら障がい者基本計画」の基本理念を継承し、個々の目標の達成に向けて取り組んでいくこととします。

「おだわら障がい者基本計画」では、すべての人が「人」としての尊厳を認め合い、また、社会の中では、いろいろな人が共に生活しているという「人の多様性」を認め、誰もがそれぞれの地域で生きがいを持って暮らしている理想的な地域福祉を築き上げることができるよう、「誰もが生きがいを持ち 互いに支えあうケアタウン おだわら」を基本理念に掲げています。

本計画においても、この理念に従って、歴史と風土に培われた「人」と「人とのつながり」を大切にする、小田原の心を生かした小田原らしい障がい福祉の充実を目指し、市民と協働して、計画の推進を図っていきたいと考えます。



2 基本目標

本計画の基本理念と障害者自立支援法の趣旨を踏まえて、本計画における基本目標を次のように定め、個々の目標の達成に向けて取り組んでいくこととします。

■ 障がい者の自立と社会参加の実現

障がい者の自立と社会参加を実現するためには、障がい者が自らの選択で、生活する場やサービス利用を決定できることが重要です。

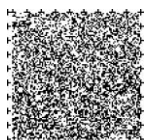
障がい者の自己選択と自己決定を尊重するという観点から、障がい者のニーズに合致した多様なサービス提供基盤の整備を進めます。

また、障がい者の“こうした手助けが欲しい”という思いと、実際に提供されているサービスとのギャップをコーディネートする相談機能の強化を図るため、障がい者の自己選択と自己決定が円滑に行われる環境の整備を行い、障がい者の自立と社会参加が実現される社会の構築を目指します。

■ 地域生活移行の促進

障害者自立支援法の施行により、「入所施設・病院から地域生活へ」という施策の方向性が明確に示されましたが、そのためには、住まいの場の確保やニーズに合致した多様なサービス提供が必要になります。

施設入所者等の地域生活への移行を促進するため、グループホーム等の整備や地域生活に必要なサービス提供基盤の整備を進めます。



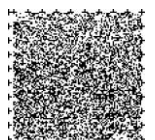
■ 就労支援の促進

障がい者の自立を促進するためには、安定した生活が確立される必要があります。

障がい者の自立支援の観点から、障害者自立支援法の施行により創設された就労支援事業のサービス提供基盤の整備を図るとともに、地域の関係諸機関と連携し、総合的な就労支援の展開を図ります。

■ 自立支援協議会の活性化

障がい者等への支援の体制の整備を図るため、障がい者団体や障害福祉サービス提供事業者、教育、雇用などに関係する機関の関係者で構成する自立支援協議会を活性化し、地域の実情に応じた相談支援体制の整備について協議するとともに、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について、情報共有を図ります。



3 本計画における視点

本計画で対象となるサービスの提供体制の確保に当たっては、次の点に配慮して、必要な障害福祉サービスの量の見込みや目標設定を行います。

■ 必要な訪問系サービスの保障

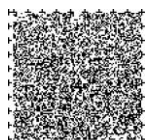
入所施設から地域に生活の場を移行した方など、新たな利用の見込みを含め、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護）を必要とする方に、必要なサービスが提供されるようにサービスの必要量を見込み、サービスの提供体制の確保に取り組んでいきます。

■ 必要な日中活動系サービスの保障

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護及び短期入所）の利用を希望する方に、必要なサービスが提供されるようにサービスの必要量を見込み、サービスの提供体制の確保に取り組んでいきます。

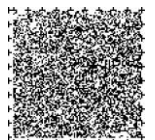
■ 施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてグループホーム（共同生活援助を提供する住居）・ケアホーム（共同生活介護を提供する住居）の整備を図り、地域生活への移行が促進される環境を整えるとともに、自立訓練等のサービス提供により、施設入所・入院から地域生活への移行が円滑に行われるように必要なサービス量を見込み、施設入所者等の地域生活への移行を推進します。



■ 福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行が円滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。



第3章 第1期～第2期計画における指定障害福祉サービスの利用実績

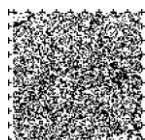
1 指定障害福祉サービスの利用実績

(上段：実績値 中段：計画値 下段：達成率)

サービス種別		単位	第1期計画			第2期計画			
			H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込)	
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護	時間	3,591 (4,502) 80%	3,479 (4,975) 70%	3,792 (5,497) 69%	4,726 (3,807) 124%	5,718 (4,030) 142%	6,080 (4,468) 136%	
			行動援護 重度障害者等 包括支援	人	— (—) —%	122 (—) —%	143 (—) —%	156 (131) 119%	193 (137) 141%
	日中活動系サービス	生活介護			人日	355 (400) 89%	609 (2,535) 24%	2,157 (2,654) 81%	3,878 (3,944) 98%
			自立訓練 (機能訓練)	人		— (—) —%	57 (—) —%	131 (—) —%	208 (232) 90%
自立訓練 (生活訓練)	自立訓練 (機能訓練)	人日			0 (60) 0%	29 (60) 48%	111 (60) 185%	118 (105) 112%	80 (120) 67%
			人	— (—) —%	8 (—) —%	11 (—) —%	12 (7) 171%	10 (8) 125%	11 (8) 138%
	自立訓練 (生活訓練)	人日		0 (0) 0%	15 (110) 14%	313 (220) 142%	580 (756) 77%	431 (777) 55%	540 (1,071) 50%
			人	— (—) —%	1 (—) —%	17 (—) —%	31 (36) 86%	25 (37) 68%	30 (51) 59%

※ 実績値は、各年度3月分(例：平成18年度→平成19年3月分)です。

※ 単位の「人日」は、「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」です。

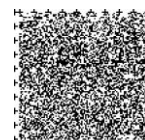


(上段：実績値 中段：計画値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第1期計画			第2期計画			
		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込)	
日 中 活 動 系 サ ー ビ ス	就労移行支援	人日	0 (0) 0%	26 (110) 24%	293 (220) 133%	1,297 (684) 190%	1,217 (760) 160%	1,292 (969) 133%
		人	— (—) —%	2 (—) —%	15 (—) —%	60 (36) 167%	67 (40) 168%	68 (51) 133%
	就労継続支援 (A型)	人日	0 (0) —%	23 (110) 21%	44 (110) 40%	67 (66) 102%	59 (88) 67%	84 (88) 95%
		人	— (—) —%	1 (—) —%	2 (—) —%	3 (3) 100%	3 (4) 75%	4 (4) 100%
	就労継続支援 (B型)	人日	614 (650) 94%	1,148 (5,444) 21%	1,817 (6,821) 27%	2,533 (2,622) 97%	3,028 (2,907) 104%	3,906 (4,256) 92%
		人	— (—) —%	60 (—) —%	101 (—) —%	134 (138) 97%	177 (153) 116%	217 (224) 97%
	療養介護	人	4 (4) 100%	4 (4) 100%	3 (4) 75%	2 (4) 50%	4 (5) 80%	4 (5) 80%
	児童デイサービス	人日	430 (449) 96%	608 (477) 127%	719 (477) 151%	818 (840) 97%	1,050 (912) 115%	1,120 (984) 114%
		人	— (—) —%	113 (—) —%	135 (—) —%	120 (140) 86%	150 (152) 99%	140 (164) 85%
	短期入所	人日	337 (400) 84%	398 (456) 87%	404 (507) 80%	378 (440) 86%	392 (480) 82%	472 (520) 91%
		人	— (—) —%	43 (—) —%	55 (—) —%	57 (55) 104%	49 (60) 82%	59 (65) 91%

※ 実績値は、各年度3月分(例：平成18年度→平成19年3月分)です。

※ 単位の「人日」は、「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」です。



(上段：実績値 中段：計画値 下段：達成率)

サービス種別		単位	第 1 期 計 画			第 2 期 計 画		
			H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (見込)
居住系サービス	グループホーム ケアホーム	人	60 (61) 98%	73 (80) 91%	82 (90) 91%	82 (93) 88%	88 (104) 85%	89 (125) 71%
	施設入所支援	人	2 (10) 20%	6 (50) 12%	68 (100) 68%	114 (111) 103%	115 (118) 97%	144 (178) 81%
指定相談支援 (サービス利用計画の作成)		人	0 (10) 0%	0 (69) 0%	0 (76) 0%	1 (4) 25%	0 (4) 0%	0 (8) 0%

※ 実績値は、各年度 3 月分（例：平成 18 年度→平成 19 年 3 月分）です。

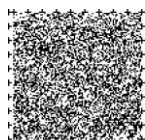
※ 単位の「人日」は、「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」です。

第 1 期及び第 2 期計画期間中の指定障害福祉サービスの利用実績については、計画策定時点で見込んだ知的障害者福祉法等に基づく旧体系施設のサービス体系への移行見込みと実際の移行状況が異なったため、計画値と実績値に大きな開きが生じているサービスがありました。

訪問系サービスについては、総利用時間、実利用者数ともに前年比 110%～120%でサービスの利用が増加をしていますが、一人一月あたりの平均利用時間は約 30 時間前後で推移しています。

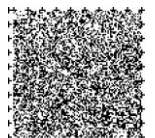
日中活動系サービスについては、旧体系施設等のサービス体系への移行に伴い利用日数、実利用者数が増加していますが、就労継続支援（A 型）サービスは、市内に同サービスを提供する事業所がないため、サービス利用が低迷しています。また、児童デイサービスについては、障害者自立支援法の施行後、新たに 7 事業所が開設されたため、サービスの利用が増加しています。

居住系サービスについては、施設入所支援の利用者数が増加してい



ますが、これは旧体系の入所施設が新サービス体系へ移行したことが主な要因となっています。また、グループホーム・ケアホームは地域で暮らすための重要な社会基盤となるものですが、新たな事業所の開設が進んでいないため、利用者数は微増となっています。

指定相談支援（サービス利用計画の作成）については、その対象者が限定されていたため、利用者数が少ない状況となっていますが、整備法の施行によりサービス利用計画作成の対象者の拡大が図られたことから、今後は利用が大幅に進むものと考えられます。



第4章 2014年度（平成26年度）の数値目標の設定

福祉施設の入所者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、2014年度（平成26年度）を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

■ 基本的な考え方

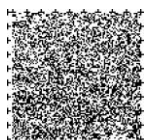
基準日となる2005年（平成17年）10月1日時点の施設入所者192人のうち、21の方が地域生活へ移行しましたが、新たな施設入所支援利用者がその数を上回ったため、2011年（平成23年）10月1日時点の施設入所者は200人となっています。☞【表2】参照

このような状況を踏まえながら、地域生活への移行を支援するサービスの充実を図り、2014年度（平成26年度）末までに基準日の施設入所者から全体で18人減少させ174人とすることを目標として、サービス提供体制の充実に取り組みます。☞【表1】参照

◆ 国の基本指針

- (1) これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。
- (2) これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本として、数値目標を設定する。

※ 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設の入所者は除外する。

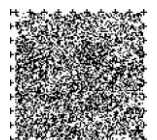


【表 1】

項 目		目 標 値 等	考 え 方
【基準値】	施設入所者数	A 192 人	平成 17 年 10 月 1 日時点 の施設入所者数
【目標値】	地域生活移行者数	B 36 人	基準値 A のうち、平成 26 年度末までに地域生活 へ移行する者の目標値
		18.8%	基準値 A に占める割合
【見込値】	新たな施設入所支援 利用者数	C 18 人	平成 26 年度末までに新 たに施設入所支援が必 要な利用者の見込み数
【見込値】	平成 26 年度末の施設 入所者数	D 174 人	$A - B + C$
【目標値】	施設入所者削減数	E 18 人	$A - D$
		9.4%	基準値 A に占める割合

【表 2】 平成 23 年 10 月 1 日時点の施設入所者の地域移行の状況

項 目		目 標 値	実 績 値
平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数	A	192 人	192 人
地域生活移行者数	B	20 人	21 人
※地域移行者の割合		10.4%	10.9%
新たな施設入所支援利用者数	C	6 人	29 人
平成 23 年 10 月 1 日時点の施設入所者数 ($A - B + C$)	D	178 人	200 人
施設入所者削減数 ($A - D$)	E	14 人	▲8 人
※施設入所者の削減割合		7.3%	▲4.2%



2 福祉施設から一般就労への移行

■ 基本的な考え方

2005 年度（平成 17 年度）中に一般就労へ移行した福祉施設利用者の数は 4 人でしたが、2010 年度（平成 22 年度）中の実績は 12 人となっており、着実に一般就労への移行が進んでいると考えられます。

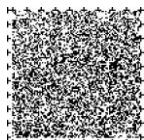
このような状況を踏まえ、一般就労への移行を支援するサービスの充実を図り、2014 年度（平成 26 年度）中に一般就労へ移行する福祉施設利用者数を 16 人とすることを目標として、サービス提供体制の充実に取り組みます。

◆ 国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

目標の設定に当たっては、平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることが望ましい。

項目	数値	考え方
【実績値】 一般就労へ移行した福祉施設利用者数	4 人	平成 17 年度中に一般就労へ移行した福祉施設利用者数
【目標値】 一般就労へ移行する福祉施設利用者数	16 人	平成 26 年度中に一般就労へ移行する福祉施設利用者数



第5章 指定障害福祉サービスの見込量及び見込量確保のための方策

1 訪問系サービス

(1) サービスの概要

(ア) 居宅介護（ホームヘルプ）

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助その他の生活全般に関する援助を行うサービスです。

(イ) 重度訪問介護

ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、入浴・排せつ・食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助その他の生活全般に関する援助を行うほか、外出中の介護も総合的に行うサービスです。

(ウ) 行動援護

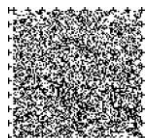
知的障がい又は精神障がいにより、行動に著しい困難がある常時介護が必要な人に対して、危険を回避するために必要な支援や外出時の支援を行うサービスです。

(エ) 重度障害者等包括支援

介護の必要性が非常に高く、意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護、生活介護などの複数のサービスを包括的に行うサービスです。

(オ) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時の移動の支援、移動時及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる支援を行うサービスです。



(2) サービスの見込量（1か月あたり）

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護）の第3期計画における見込量は、平成22年度の利用実績を基礎とし、居宅介護の利用者数の増加や施設入所者の地域移行による利用量の増加などを踏まえ、平成23年10月から新たに追加された「同行援護」の利用者数や利用量を総合的に勘案し、利用量（時間）及び利用者数を見込んでいます。

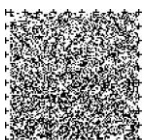
訪問系サービスの見込量（1か月あたり）

	第2期計画利用実績 (平成23年度は見込値)			第3期計画見込量		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	4,726h	5,718h	6,080h	7,085h	7,683h	8,156h
重度障害者等包括支援 同行援護	156人	193人	207人	263人	282人	300人

※ 平成23年度見込値は、同行援護に係る数値を含んでいない。

(3) 見込量確保のための方策

市内の指定居宅介護事業所及び指定重度訪問介護事業所数は、2011年（平成23年）7月現在、22か所となっており、障害者自立支援法が施行された2006年度（平成18年度）と比べ6か所増えています。利用量も年々増加しているため、事業の拡大を事業者に働きかけるとともに、行動援護などのサービス提供事業者の少ないものについては、既存の訪問系サービス提供事業者にサービスの内容等について情報を提供し、事業への参入を働きかけます。



2 日中活動系サービス

(1) サービスの概要

(ア) 生活介護

常時介護が必要な障害程度区分3以上（50歳以上の場合は、障害程度区分2以上）である人に対して、障害者支援施設などで入浴・排せつ・食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産的活動の機会を提供するなど、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行うサービスです。

(イ) 自立訓練（機能訓練）

身体に障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションなど、身体機能の向上のために必要な支援を一定期間（原則18か月以内）行うサービスです。

(ウ) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、障害者支援施設、サービス事業所などにおいて、食事や家事などの日常生活能力を向上するために必要な支援を一定期間（原則24か月以内）行うサービスです。

(エ) 就労移行支援

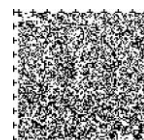
就労を希望する障がい者を対象に、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練などの支援を一定期間（原則24か月以内）行うサービスです。

(オ) 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労に結び付かなかった障がい者であって、雇用契約に基づく就労が可能である人を対象に、雇用契約の締結による就労の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行うサービスです。

(カ) 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難である人を対象に、就労の機会を提



供するほか、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行うサービスです。

(キ) 療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害程度区分が6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による吸引管理を行っている人又は障害程度区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重度心身障がい者を対象に、機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を、医療機関において行うサービスです。

(ク) 短期入所（ショートステイ）

病気などの理由により、介護者が一時的に障がい児者の介護ができないときに、障害者支援施設等で、入浴、排せつ、食事の介助などの支援を受けるサービスです。

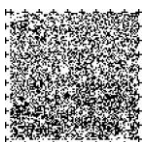
(2) サービスの見込量（1か月あたり）

(ア) 生活介護

第3期計画における見込量は、2010年度（平成22年度）の利用実績を基礎とし、在宅障がい者の新たな利用や旧法施設の移行予定を勘案して、利用量及び利用者数を見込んでいます。

生活介護サービスの見込量（1か月あたり）

	第2期計画利用実績 (平成23年度は見込値)			第3期計画見込量		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
生活介護	3,878人日	4,215人日	4,958人日	7,600人日	7,790人日	7,980人日
	208人	226人	266人	400人	410人	420人



(イ) 自立訓練（機能訓練）

第3期計画における見込量は、2010年度（平成22年度）の利用実績を基礎とし、本サービスに定められている標準利用期間（原則18か月以内）を考慮しながら、在宅障がい者の新たな利用を勘案して、利用量及び利用者数を見込んでいます。

自立訓練（機能訓練）サービスの見込量（1か月あたり）

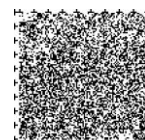
	第2期計画利用実績 （平成23年度は見込値）			第3期計画見込量		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
自立訓練 （機能訓練）	118人日	80人日	88人日	120人日	120人日	130人日
	12人	10人	11人	12人	12人	13人

(ウ) 自立訓練（生活訓練）

第3期計画における見込量は、2010年度（平成22年度）の利用実績を基礎とし、本サービスの標準利用期間（原則24か月以内）を考慮しながら、事業所の定員の増減、在宅障がい者の新たな利用を勘案して、利用量及び利用者数を見込んでいます。

自立訓練（生活訓練）サービスの見込量（1か月あたり）

	第2期計画利用実績 （平成23年度は見込値）			第3期計画見込量		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
自立訓練 （生活訓練）	580人日	431人日	540人日	810人日	828人日	828人日
	31人	25人	30人	45人	46人	46人



(イ) 就労移行支援

第3期計画における見込量は、2010年度（平成22年度）の利用実績を基礎とし、本サービスの標準利用期間（原則24か月以内）を考慮しながら、事業所の定員の増減、在宅障がい者の新たな利用を勘案して、利用量及び利用者数を見込んでいます。

就労移行支援サービスの見込量（1か月あたり）

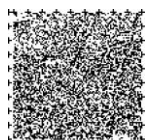
	第2期計画利用実績 （平成23年度は見込値）			第3期計画見込量		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
就労移行支援	1,297人日	1,217人日	1,292人日	1,159人日	1,368人日	1,368人日
	60人	67人	68人	61人	72人	72人

(オ) 就労継続支援（A型）

第3期計画における見込量は、2010年度（平成22年度）の利用実績を基礎とし、在宅障がい者の新たな利用を勘案して、利用量及び利用者数を見込んでいます。

就労継続支援（A型）サービスの見込量（1か月あたり）

	第2期計画利用実績 （平成23年度は見込値）			第3期計画見込量		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
就労継続支援 （A型）	67人日	59人日	84人日	84人日	105人日	105人日
	3人	3人	4人	4人	5人	5人



(カ) 就労継続支援（B型）

第3期計画における見込量は、2010年度（平成22年度）の利用実績を基礎とし、在宅障がい者の新たな利用や障がい者地域作業所の移行予定を勘案して、利用量及び利用者数を見込んでいます。

就労継続支援（B型）サービスの見込量（1か月あたり）

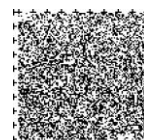
	第2期計画利用実績 （平成23年度は見込値）			第3期計画見込量		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
就 労 継 続 支 援 （ B 型 ）	2,533人日	3,028人日	3,906人日	5,166人日	5,346人日	5,526人日
	134人	177人	217人	287人	297人	307人

(キ) 療養介護

療養介護サービスについては、2010年度（平成22年度）の実績及び制度改正に伴う18歳以上の重症心身障害児施設入所者の療養介護事業への移行を勘案し、利用者数を見込んでいます。

療養介護サービスの見込量（1か月あたり）

	第2期計画利用実績 （平成23年度は見込値）			第3期計画見込量		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
療 養 介 護	2人	4人	4人	20人	22人	24人



(ク) 短期入所（ショートステイ）

短期入所については、そのニーズは大きいものと考えていますが、サービス供給量（定員数）が限られているため、第3期計画における見込量は、2010年度（平成22年度）の利用実績を基礎とし、利用量及び利用者数を見込んでいます。

短期入所（ショートステイ）サービスの見込量（1か月あたり）

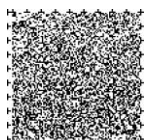
	第2期計画利用実績 （平成23年度は見込値）			第3期計画見込量		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
短期入所 （ショートステイ）	378人日	392人日	472人日	480人日	496人日	512人日
	57人	49人	59人	60人	62人	64人

(3) 見込量確保のための方策

障がい者の地域生活の促進を図るには、地域で生き生きと暮らすための日中活動の場が必要となります。

そのため、サービス利用希望者のニーズとサービス供給量のバランスを把握し、供給量に不足が見込まれるサービスについては、事業者となり得る団体等に対し情報提供等を行うとともに、県等とも協力して支援を検討していきます。

特に就労継続支援（A型）サービスに関しては、市内に事業所がないため、就労移行支援サービス等を提供する事業者に対して、就労継続支援（A型）サービス事業所の開設を働きかけるとともに、支援の方法を検討していきます。また、短期入所の定員の拡大や、県と連携し、障害児入所施設の新設に伴い併設される短期入所の定員の確保についても、事業者に働きかけます。



3 居住系サービス

(1) サービスの概要

(ア) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

共同生活援助（グループホーム）は、共同生活を行う住居で、夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助のサービスのほか、入浴、排せつ、食事の介助を行うサービスです。

(イ) 施設入所支援

障害者支援施設に入所する障がいのある人に対し、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

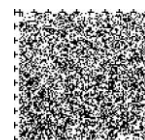
(2) サービスの見込量（1か月あたり）

(ア) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

第3期計画における見込量は、第4章に掲載している福祉施設入所者の地域への移行及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する目標値を勘案して、利用者数を見込んでいます。

共同生活援助・共同生活介護の見込量（1か月あたり）

	第2期計画利用実績 (平成23年度は見込値)			第3期計画見込量		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
共同生活援助 共同生活介護	82人	88人	89人	99人	109人	119人



(1) 施設入所支援

第3期計画における見込量は、2010年度（平成22年度）の利用実績を基礎とし、旧法施設の移行予定、第4章に掲載している福祉施設入所者の地域への移行等を勘案して、利用者数を見込んでいます。

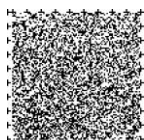
施設入所支援の見込量(1か月あたり)

	第2期計画利用実績 (平成23年度は見込値)			第3期計画見込量		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
施設入所支援	114人	115人	144人	195人	187人	179人

(3) 見込量確保のための方策

施設入所者の地域生活への移行を促進する上で、グループホームやケアホームは重要な役割を担っています。また、在宅で障がい者を介助してきた親族等の高齢化により、グループホーム等の地域の中で生活する場に関するニーズは、今以上に高まるものと考えられるため、グループホーム等を運営しようとする事業者に対して支援を行い、設置促進を図るとともに、自治会や地域住民の理解や援助も必要となることから、ノーマライゼーション理念の普及啓発に努めます。

施設入所支援については、入所施設での支援が必要となる方が確実にサービスを利用することができるように、一定の定員の確保に努めます。



4 相談支援

(1) サービスの概要

(ア) 計画相談支援

利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等について、「サービス等利用計画案」の作成と指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を支援（サービス利用支援）し、また、一定の期間ごとに、サービス等の利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しなどの支援（継続サービス利用支援）を行うものです。

(イ) 地域相談支援

住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する支援（地域移行支援）、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に際し、相談や緊急訪問等の支援（地域定着支援）を行うものです。

(2) サービスの見込量（1か月あたり）

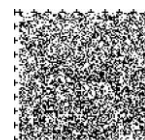
(ア) 計画相談支援

第3期計画における見込量は、本計画の3年間ですべての指定障害福祉サービスの利用者が計画相談支援の対象となるよう見込んでいます。

計画相談支援の見込量（1か月あたり）

	第2期計画利用実績 (平成23年度は見込値)			第3期計画見込量		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
サービス利用支援 継続サービス利用支援	1人	0人	0人	96人	200人	234人

※ 第2期計画利用実績は、「指定相談支援（サービス利用計画の作成）」の件数



(1) 地域相談支援

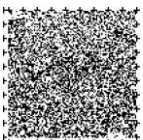
第3期計画における見込量は、施設入所者の地域生活への移行見込数や医療保護入院から退院する精神障がい者数等を勘案して、利用者数を見込んでいます。

地域相談支援の見込量(1か月あたり)

	第2期計画利用実績			第3期計画見込量		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域移行支援				4人	4人	4人
地域定着支援				3人	5人	5人

(3) 見込量確保のための方策

計画相談支援の事業者指定は、事業所の所在地を管轄する市町村長が行うこととされているため、指定障害福祉サービス等の利用者のすべてがサービス等利用計画を作成することが可能になるよう事業者の確保に努めます。



第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 実施する事業の内容

(1) 必須事業

地域生活支援事業として、次の事業を実施し、障がい者の地域社会での自立した生活と社会参加を促進するよう努めます。

なお、本市では、日常生活用具費給付事業、移動支援事業において、低所得者層の利用者負担の無料化を図っています。

(7) 相談支援事業

○障がい者相談支援事業（機能強化事業を含む。）

障がい者、障がい児の保護者又は障がい者の介護を行う方などの一般的な相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うものです。

○成年後見制度利用支援事業

障がい者の権利擁護や障害福祉サービスの利用等の観点から、知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援するものです。

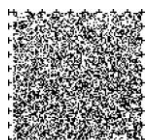
(1) コミュニケーション支援事業

○手話通訳者設置事業

聴覚障がい者の情報保障を充実するため、障がい福祉課窓口到手話通訳者を配置するものです。

○手話通訳者等派遣事業

手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を図るものです。



(ウ) 日常生活用具費支給事業

自立生活支援用具などを必要とする重度障がい者等に日常生活用具費を給付し、日常生活の利便の向上を図るものです。

(エ) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るものです。

(オ) 地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行い、障がい者の日中活動の場となる地域活動支援センターの運営を支援するものです。

(2) 任意事業（主なもの）

任意の地域生活支援事業として、次の事業を実施し、障がい者が地域社会で自立して生活できるよう、また、障がい者の社会参加を促進するよう努めます。

なお、本市では、訪問入浴サービス事業、日中一時支援サービス事業において、低所得者層の利用者負担の無料化を図っています。

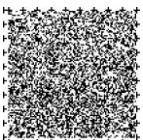
(7) 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な重度障がい者に対して、訪問による入浴サービスを実施することにより、障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。

(1) 生活支援事業

○食の自立支援事業

単身の重度障がい者又は障がい者のみの世帯等で食事サービスを希望する者に、配食サービスを行うものです。



○重度障がい者緊急通報システム事業

単身又は障がい者のみの世帯に属する重度障がい者の健康状況の悪化等による緊急事態に対する不安の解消及び緊急連絡手段の確保を図るため、無線発信機等の専用通信装置を貸与するものです。

(ウ) 日中一時支援事業

○日中一時支援サービス事業（宿泊を伴わない短期入所）

障がい児者の日中における活動の場を確保し、障がい児者を預かることにより、障がい児者の家族の就労支援及び一時的な休息を図るものです。

○在宅障がい児者緊急一時預り事業

保護者等が地域活動、通院等により家庭内の介護が困難になった場合に、障がい児者を一時的に預かり介護する事業団体に対して、運営費を支援するものです。

(I) 社会参加促進事業

○手話奉仕員等養成

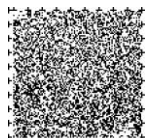
手話通訳者又は日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成するため、研修会を開催するものです。

○自動車改造費助成事業

身体障がい者の日常生活の支援及び生活圏の拡大を図るとともに、就労その他の社会活動の参加促進を図るため、自らが運転する自動車の改造に対し助成を行うものです。

○自動車運転免許取得費助成事業

障がい者の日常生活の支援及び生活圏の拡大を図るとともに、就労その他の社会活動の参加促進を図るため、自動車運転免許の取得に対し助成を行うものです。



2 必須事業の実施状況及び見込量等

(1) 相談支援事業

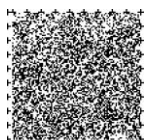
各年度の事業実施状況と実施予定

	第2期計画(実績)			第3期計画(予定)		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
相談支援事業	実施 (4か所)	実施 (4か所)	実施 (4か所)	実施	実施	実施
成年後見制度 利用支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) コミュニケーション支援事業

各年度の事業実施状況と実施予定

	第2期計画(実績)			第3期計画(予定)		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
手話通訳者設置事業	実施 (1人)	実施 (1人)	実施 (1人)	実施	実施	実施
手話通訳者等派遣事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施



(3) 日常生活用具費支給事業

各年度の給付状況と給付見込量(年間)

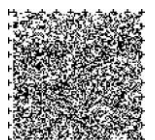
	第2期計画(実績) (平成23年度は見込値)			第3期計画(見込量)		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護・訓練 支援用具	15件	14件	25件	30件	30件	30件
自立生活 支援用具	42件	34件	40件	40件	40件	40件
在宅療養等 支援用具	10件	23件	20件	25件	25件	25件
情報・意思疎通 支援用具	33件	42件	40件	40件	40件	40件
排せつ管理用具	3,164件	3,400件	3,600件	3,800件	4,000件	4,200件
居宅生活動作 補助用具	1件	3件	2件	3件	3件	3件

※ 数値は、各年度の年間給付実績及び年間見込量

(4) 移動支援事業

各年度の利用状況と利用見込量(年間)

	第2期計画(実績) (平成23年度は見込値)			第3期計画(見込量)		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
年間実利用者数	184人	193人	195人	160人	185人	210人
年間延べ利用時間	20,416h	20,938h	22,700h	20,600h	21,000h	21,400h



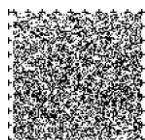
(5) 地域活動支援センター事業

各年度の事業所数と利用定員数

	第2期計画(実績)			第3期計画(予定)		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
事業所数	1か所	1か所	3か所	7か所	7か所	7か所
利用定員数	14人	14人	50人	110人	110人	110人

3 必須事業の見込量確保のための方策

障がい児者やその家族、民生委員、関係機関等に対して、サービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供し、事業の円滑な実施を図るとともに、障がい児者が利用しやすいサービスとなるよう配慮しながら事業の推進に努めます。



第7章 計画の達成状況の点検及び評価

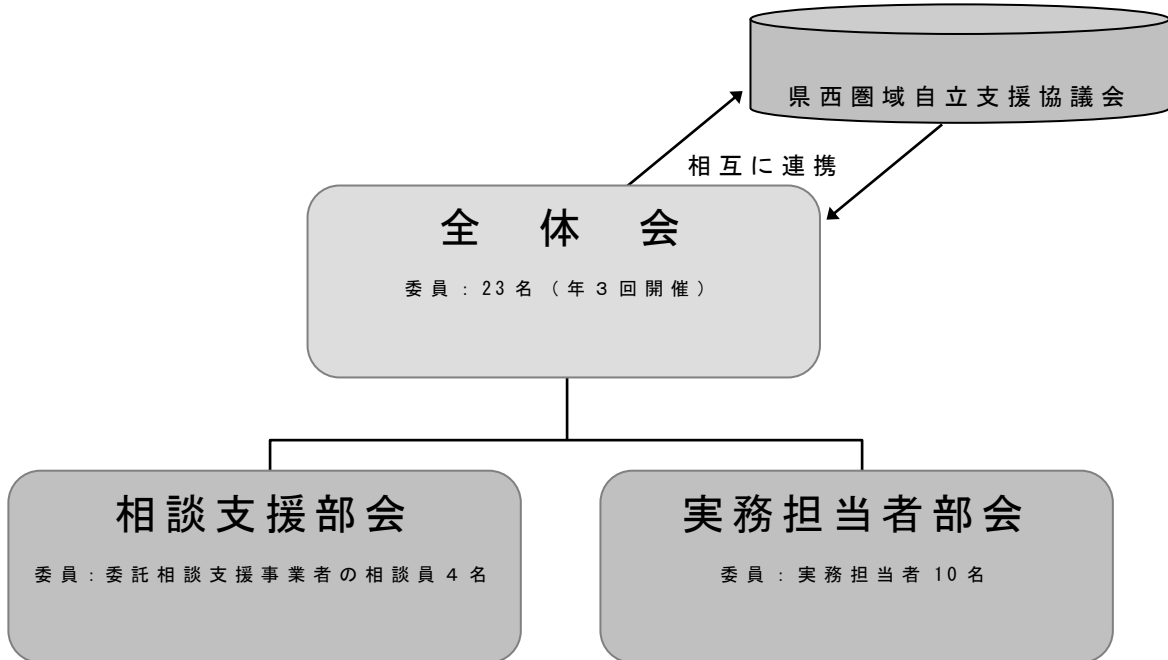
障がい福祉計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、本市と箱根町、真鶴町及び湯河原町で共同設置している「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策を実施します。

また、必要に応じて担当課が中心となって、関係する各課及び各機関に対する調査を実施し、事業の進捗状況や課題の把握を行います。

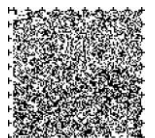
各種の情報・要望については、毎年総合的に内容を分析し、計画の進捗状況の点検と合わせて検討します。

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会

組織図



※ 各部会においては、必要に応じて、オブザーバーとして関係機関の参加を依頼できる。



参考 1 市民意見の募集について

● 市民意見募集の概要

(1) 目的

第 3 期小田原市障がい福祉計画（素案）について、市民の意見を広く聴くため、市民意見の募集（パブリックコメント）を実施しました。

(2) 意見募集期間

平成 24 年 1 月 10 日（火）から平成 24 年 1 月 31 日（火）まで

(3) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、市ホームページの意見投稿フォーム、障がい福祉課への直接提出のいずれかの方法による。

● 提出された意見の件数・趣旨

(1) 意見の件数

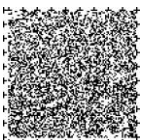
2 名から 3 件の意見が提出されました。

(2) 意見の趣旨

- ・ 18 歳以上の重症心身障害児施設入所者は、療養介護に移ることから、療養介護のサービス見込量はかなり大きくなると思われる。
- ・ 精神障害者の超高齢化を考えると「グループホーム」より「ケアホーム」の設置をしてもらいたい。
- ・ 訪問看護は、地域で精神障害者が生活するために必要なサービスであるため、訪問看護の今後の取り扱いについても考えてもらいたい。

(3) 意見の反映状況

提出された意見のうち、1 件の意見につきましては、計画に反映しました。また、その他の 2 件の意見につきましては、計画を推進していく中で、参考とさせていただきます。



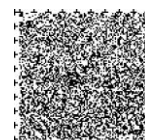
参考 2 計画の策定経過

● 自立支援協議会の活用

本計画の策定に当たっては、改正障害者自立支援法第 88 条第 6 項において、自立支援協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、事業者、雇用、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映するため、同協議会を活用することとしました。

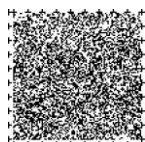
● 策定経過

平成 23 年 9 月	<ul style="list-style-type: none">● 市内法人に対する基礎調査 市内の日中活動系サービス等を実施している法人に対して、新たに障害福祉サービスを開始する予定や提供しているサービスの定員を増員する予定の有無などの調査を実施
平成 23 年 12 月	<ul style="list-style-type: none">● 自立支援協議会 平成 23 年度第 1 回小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会において、第 3 期小田原市障がい福祉計画（素案）についての意見を聴取● 議会報告 厚生文教常任委員会へ計画（素案）を報告
平成 24 年 1 月	<ul style="list-style-type: none">● 市民意見の募集 第 3 期小田原市障がい福祉計画（素案）に対する市民意見の募集を実施
平成 24 年 2 月	<ul style="list-style-type: none">● 自立支援協議会 平成 23 年度第 2 回小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会において、市民意見の募集結果を反映した第 3 期小田原市障がい福祉計画（案）についての意見を聴取● 議会報告 厚生文教常任委員会へ計画（案）を報告
平成 24 年 3 月	<ul style="list-style-type: none">● 神奈川県への意見照会 障害者自立支援法第 88 条第 8 項の規定に基づき、県知事に対して、第 3 期小田原市障がい福祉計画の策定に係る意見を照会



参考 3 第 3 期計画における指定障害福祉サービスの見込量一覧表

サービス種別		第 3 期計画見込量（1 か月あたり）					
		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込量	利用者	見込量	利用者	見込量	利用者
訪問系	居宅介護・ 重度訪問介護 ・同行援護 ほか	7,085時間	263人	7,683時間	282人	8,156時間	300人
日中活動系	生活介護	7,600人日	400人	7,790人日	410人	7,980人日	420人
	自立訓練 （機能訓練）	120人日	12人	120人日	12人	130人日	13人
	自立訓練 （生活訓練）	810人日	45人	828人日	46人	828人日	46人
	就労移行支援	1,159人日	61人	1,368人日	72人	1,368人日	72人
	就労継続支援 （A型）	84人日	4人	105人日	5人	105人日	5人
	就労継続支援 （B型）	5,166人日	287人	5,346人日	297人	5,526人日	307人
	療養介護		20人		22人		24人
	短期入所	480人日	60人	496人日	62人	512人日	64人
居住系	グループホーム ケアホーム		99人		109人		119人
	施設入所支援		195人		187人		179人
相談支援	サービス利用支援 継続サービス利用支援		96人		200人		234人
	地域移行支援		4人		4人		4人
	地域定着支援		3人		5人		5人





第3期小田原市障がい福祉計画

発行 2012年（平成24年）3月

発行者 小田原市

編集 小田原市福祉健康部障がい福祉課

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

